

第 6 期 斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画

第 2 期 斜里町障がい児福祉計画



令和 3 年 3 月

斜里町

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	計画の基本的な考え方	
5	計画の策定体制	
第2章	第5期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価	6
1	第5期計画目標値・実績と各種サービスの進捗状況	
第3章	斜里町の現状と評価	10
1	人口・世帯状況等の推移	
2	障害者手帳所持者数の推移	
3	身体障害者手帳所持者にみる状況	
4	療育手帳所持者の状況	
5	発達障がい児・者の状況	
6	高次脳機能障がいの状況	
7	障がい者サービス利用者数の推移	
8	権利擁護	
第4章	障がい者計画	18
1	自立支援協議会の活性化	
2	啓発・広報・情報	
3	教育・育成	
4	保健	
5	雇用・就労	
6	相談体制の整備	
7	権利擁護	
8	生活環境	
9	防災・防犯対策	
第5章	障がい福祉計画	25
1	第6期障がい福祉計画における目標値	
2	各種サービスの目標値及びサービス見込み量	
3	地域生活支援事業（目標値及びサービス見込み量）	
第6章	障がい児福祉計画	41
1	第2期障がい児福祉計画における目標値	
2	サービス等の見込み量及びその確保策	
第7章	計画の推進体制	45
1	制度の周知	
2	関係機関等との連携	
3	計画の進行管理	
資料1	斜里町地域自立支援協議会要綱	47
資料2	斜里町の障がい者福祉施策	49
資料3	用語解説	51
資料4	斜里町地域自立支援協議会委員名簿	64
資料5	北海道のガイドライン（「障害」のひらがな表記）	65
資料6	アンケート	66
資料7	斜里町内障がい福祉関連事業所一覧	95
資料8	諮問書	96
資料9	答申書	97

〈はじめに〉

斜里町では、平成 26 年 6 月に「第 6 次斜里町総合計画（平成 26 年度～令和 5 年度）」を策定し、基本理念を「みどりと人間の調和を求めて」として、自治基本条例で示された町民が主役になるという目的を追求すべく、「幸せを実感できる住みよいまちづくり」をめざしているところです。

少子高齢化や人口減少社会の到来など、近年の社会経済情勢は急激に変化しており、さらに、障がいのある人の高齢化や住まいなど、新たに対処すべき問題も起きています。また新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式が変化し施設や地域で暮らしている人々は多くの不自由さを感じざるを得ない状況が続いております。

障がい者施策に関しましては、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月）、発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月）の施行がありました。平成 30 年には総合支援法及び児童福祉法の一部改正があり、地域包括ケアシステムの構築などの施策が展開されました。令和 2 年 4 月には障害者雇用促進法の改正により、民間事業での障がい者雇用への取り組みを促進するため、事業主への給付制度や優良事業主としての認定制度が創設されています。

斜里町におきましても、地域生活への移行促進などの課題に対応するため、平成 19 年 3 月に「斜里町障害福祉計画」に始まり、以降 3 年おきに計画を改定し、平成 30 年 3 月に第 5 期計画としまして「斜里町障がい者計画・障がい福祉計画」及び「第 1 期斜里町障がい児福祉計画」を策定しました。

今回、計画期間が令和 2 年度で終了となることから、第 6 期計画としまして「斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画」と合わせて「第 2 期斜里町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、「地域共生社会の実現」などのほかに「地域における生活の維持及び継続の推進」「発達障害者等支援の一層の充実」などを計画の基本として、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざすことといたしました。

また、計画の推進にあたりましては、地域の実情に応じた体制整備を協議する場として設置されている地域自立支援協議会の活動を促進するとともに、町民の皆さんをはじめ各種団体がそれぞれの役割を担い、共に実行することが重要だと考えております。

今後の計画推進に向けまして、町民の皆さんの尚一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、地域自立支援協議会委員の皆さんに多くの貴重なご意見やご提言をいただいたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

斜里町長 馬 場 隆

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

我が国の障がい保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して制度を整備してきました。

近年、障害者差別解消法が施行（平成28年4月）され、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められたほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年5月）や、障害者雇用促進法の改正（令和元年6月）など、地域における共生社会の実現にむけた制度の整備が進められてきました。

また、平成30年度から施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障がい児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が見直しされ、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定方針が示されました。

これにより、障がい者等のサービス提供体制を計画的に整備し、また、障がい児通所支援及び障がい児入所支援並びに障がい児相談支援の提供体制を計画的に整備し、支援の円滑な実施を確保するための仕組みを導入しました。

今回の計画は、この間の障がい関係諸法の改正及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定し、障がい福祉サービス、相談支援事業、地域生活支援事業、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とします。

斜里町においては、障害者総合支援法に基づき、「斜里町障がい福祉計画」を、3年おきに計画を改定して、障がい福祉サービスの充実を図ってきたところです。

斜里町における今後の必要な障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供できるように、「第6期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画・第2期斜里町障がい児福祉計画（令和3年度～5年度）」を一本化して策定し、障がい者施策の一層の推進を図ります。

第1章 計画の概要

(2) 国における基本指針の主な改正内容

令和2年5月の基本指針の主な改正内容は次のとおりであり、これらを踏まえて第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定することとされています。

① 地域における生活の維持及び継続の推進

近年の地域生活への移行者数の減少傾向を踏まえ、重度の障害者への支援を可能とすることや、円滑な地域生活に向け、定期的な居宅訪問や随時の相談助言等を行うことで、地域において障がい者の生活を支えるサービスを充実させることが定められています。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）に対応した地域包括ケアシステムの構築をはじめ、ギャンブル等依存症に関する理解促進への取組事項について定められています。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

就労系サービスについて、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要があるとされている。また、就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進めて、加えて農福連携について更なる推進を行うことが定められています。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため国の方針により「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢・理念を基本指針に盛り込むことについて定められています。

⑤ 発達障がい者支援の一層の充実

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図ることとされている。また、発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発

第1章 計画の概要

達障がい早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、専門的な医療機関等を確保する重要性について定められています。

⑥ 障がい児支援の提供体制の計画的な構築

児童福祉法に障がい児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、聴覚障がい児の早期支援の推進、18歳以降の支援のあり方についての協議体制の整備や、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備などを柱とする、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項が定められました。

⑦ 障害福祉サービスの質の確保に関すること

多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施するには、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について定められています。

【障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

「障がい者計画」は、障害者基本法に規定される障がい者施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の指針となるものです。また、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込量のほか、これらのサービスに関連した地域移行や就労支援等の目標値を定めるものです。「障がい児福祉計画」は児童福祉法に定める、障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するためのものです。

第6期計画の策定にあたり、第5期計画に引き続き、基本計画である「障がい者計画」と「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

計 画	斜里町障がい者計画	斜里町障がい福祉計画	斜里町障がい児福祉計画
根拠法律	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内 容	・相談体制 ・苦情解決 ・自立支援協議会 ・教育・育成等 ・権利擁護 ・生活環境 ・啓発・広報 など基本的なこと	・障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス量 ・地域生活支援事業量 ・相談支援事業量を見込む	・障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・障がい児通所支援及び相談支援の見込量 ・指定障がい児入所施設の定員総数

第1章 計画の概要

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第11項に基づく障がい者計画および障害者総合支援法第88条第1項に基づく障がい福祉計画並びに児童福祉法第30条の20に基づく障がい児福祉計画として策定します。

本計画は、当町における今後の障がい者施策の基本方向を示すとともに、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりおよびサービス等を確保するための方策などを示す実施計画として策定します。

また、「斜里町障がい者計画」「斜里町障がい福祉計画」「斜里町障がい児福祉計画」は、斜里町自治基本条例の精神に基づき、上位計画に当たる斜里町第6次総合計画をはじめ、斜里町第2期地域福祉計画、斜里町子ども子育て支援事業計画、斜里町健康増進計画などの福祉・健康・教育分野の関連計画との整合を図りながら計画を策定します。また、今後見込まれる法令改正等には、随時対応していきます。

3 計画の期間

障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画は、3年毎の計画策定が基本方針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画は、「斜里町第6次総合計画」の基本目標「いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす」とします。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項

①障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

②利用を希望する障がい者等への日中活動系サービスの充実

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、相談支援の充実を図り、障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）及び難病患者等とし、障がいの種別に関わらず障害福祉サービスの充実を図ります。

第1章 計画の概要

③入所等から地域生活への移行、継続の支援、就労支援等の課題へ対応の推進

障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、民間事業所等によるインフォーマルサービス（グループホーム等）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、自治会、民生児童委員、各種ボランティア等によって地域福祉を推進し地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④障がい児の発達支援や就労支援等の推進

幼少期から障がい児支援を利用することで、保育や教育等の支援を受けやすくし、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。また、障がい者就労等の支援により、雇用の場を拡大していきます。

⑤地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援が必要な者に対する包括的な支援体制の構築等を進めます。

5 計画の策定体制

（1）計画策定の機関

本計画は、斜里町地域自立支援協議会において審議し、それらの意見を踏まえた上で、計画を策定しました。

（2）障がい者のニーズの把握と計画への反映

本計画の策定にあたって、当事者・家族のニーズを把握するため、これまでの障がい者に関わる基礎データや現在のサービス利用状況を分析するとともに、当事者・家族の方々にアンケート調査を実施しました。

（3）国・北海道との連携

計画策定にあたっては、国・北海道の示す考えや方向性等と調整を図るため、適宜整合性を確保しつつ、策定作業を進めました。

『障害』『障がい』の表記について

「障害」の「害」という漢字に負の印象がある人もおりますが、現時点では「障害」に替わる定着した用語がありません。

このため、本計画では、北海道のガイドライン（巻末資料参照）に準じて、「障害」という用語が人の状態を表す場合には、原則「障がい」と表記することにします。ただし、他の機関・団体等の固有名詞を用いる場合や、法令等で使用されている場合などは、原則「障害」と表記します。

第2章 第5期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価

1 第5期計画目標値・実績と各種サービスの進捗状況

(1) 介護給付・訓練等給付

①訪問系サービス

【町内事業所：斜里町社会福祉協議会ヘルパーステーション】

訪問系サービス種別		第5期計画			第5期実績		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込
1	居宅介護	6 人	6 人	7 人	5 人	7 人	6 人
		33 時間	34 時間	35 時間	27 時間	13 時間	12 時間
2	重度訪問介護	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
		450 時間	470 時間	500 時間	493 時間	531 時間	530 時間
3	同行援護	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		1 時間	1 時間	1 時間	1 時間	1 時間	1 時間
4	行動援護	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 時間	0 時間	0 時間	14 時間	0 時間	0 時間
5	重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

(単位:1 月当たりの人数・時間)

居宅介護は、利用者が伸びませんでした。重度訪問介護は、サービス提供事業者の確保が課題でしたが、平成 28 年度からは、ALS（筋萎縮性側索硬化症）を発症した患者さんの利用に対応しております。

②日中系サービス

【町内事業所：日の出学園、多機能型ワークセンター青葉、知床どんぐりの家、ひどり窓共同作業所、斜里デイサービスセンター、ワンステップ】

日中系サービス種別		第5期計画			第5期実績		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込
1	療養介護	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
2	生活介護	51 人	51 人	52 人	55 人	54 人	51 人
		1,050 人日	1,050 人日	1,100 人日	989 人日	965 人日	923 人日
3	自立訓練 (機能訓練)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
4	自立訓練 (生活訓練)	0 人	人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
5	宿泊型自立訓練	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	30 人日
6	就労移行支援	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		40 人日	20 人日	20 人日	22 人日	23 人日	23 人日
7	就労継続支援 (A 型)	1 人	2 人	4 人	10 人	14 人	18 人
		20 人日	40 人日	80 人日	106 人日	198 人日	224 人日

第2章 第5期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価

8	就労継続支援 (B型)	26人	26人	27人	33人	32人	31人
		530人日	530日	550人日	506人日	546日	413人日
9	就労定着支援	—	—	—	0人	0人	0人
		—	—	—	0人日	0人日	0人日
10	短期入所(福祉 型、医療型)	2人	2人	2人	4人	6人	4人
		10人日	10人日	10人日	7人日	8人日	9人日
合 計		86人	86人	90人	107人	111人	110人
		1,650人日	1,650人日	1,760人日	1,630人日	1,740人日	1,592人日

(単位:1月当たりの人数 等)

就労継続支援A型事業所の利用が伸びています。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり利用量は若干減少傾向になる見込みです。

③居住系サービス

【町内事業所：共同住居事業所ブーケ（フレンズ・みずなら・はるにれ）、日の出学園】

居住系サービス種別		第5期計画			第5期実績		
		H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度 見込
1	共同生活援助	27人	28人	29人	28人	26人	29人
2	施設入所支援	35人	35人	35人	36人	36人	35人
3	自立生活援助	—	—	—	0人	0人	0人

(単位:1月当たりの人数)

共同生活援助は利用者が増加しています。施設入所支援は横ばいとなっています。

④相談支援

【町内事業所：相談支援事業所ゆい、相談室ともに、子ども通園センター】

相談支援サービス種別		第5期計画			第5期実績		
		H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度 見込
1	計画相談支援	120人	125人	130人	152人	144人	139人
2	地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3	地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
特定相談支援事業所数		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

(単位:年間人数)

計画相談支援の利用者は減少しています。

「計画相談支援はな斜里」に代わり、令和元年（平成31年）から「相談室ともに」がスタートしました。

第2章 第5期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業 必須事業		第5期計画			第5期実績		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込
1	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	未実施	実施
2	自発的活動支援事業	検討	検討	検討	検討	検討	検討
3	相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
4	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
5	成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	実施	検討	検討	検討
6	意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣等)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
7	日常生活用具費給付等事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
8	手話奉仕員養成研修事業	検討	検討	実施	検討	検討	検討
9	移動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
10	地域活動支援センター事業	検討	検討	実施	検討	検討	検討

理解促進研修・啓発事業は、令和元年度から講演会の開催ができませんでしたので、継続できるように取り組みます。

実施に至らない事業については、課題もあることから関係団体と協議を進め実施に向けて取り組みを進めます。

第2章 第5期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価

(3) 障がい児支援

【町内事業所：子ども通園センター、わたぼうし】

相談支援サービス種別		第5期計画			第5期実績		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込
1	児童発達支援	16 人	16 人	16 人	25 人	21 人	26 人
2	医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
3	放課後等デイサービス	7 人	8 人	9 人	6 人	7 人	6 人
4	保育所等訪問支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
5	居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	0 人	0 人	0 人

(単位：1月当たりの人数)

障がい児支援についてはほぼ計画どおりの利用をとなっています。

(4) 施策の検証

各年度に、施策の進行管理状況を把握し、自立支援協議会で分析・評価の上、課題がある場合には、随時対応します。

障がい福祉サービスの提供事業所には限りがあることから、町外サービスも含めより具体的にサービスの充実を検討していきます。

第3章 斜里町の現状と評価

1 人口・世帯状況等の推移

- ・平成7年から令和2年までの間に、人口は、3,261人減、世帯数は、122世帯増になっており、高齢者世帯が増えています。高齢化率も増え続けて33%を超えました。
- ・人口ピラミッドは、支える年代が少なく、不安定な状態です。

(1) 世帯数と人口の推移

各年10月1日

年次	人口			世帯数 【戸】	一世帯 あたり人員 【人】
	【人】	男 【人】	女 【人】		
平成7年	14,634	7,235	7,399	5,450	2.69
平成12年	14,066	6,986	7,080	5,636	2.50
平成17年	13,431	6,707	6,724	5,703	2.36
平成22年	13,045	6,517	6,528	5,759	2.27
平成27年	12,231	6,113	6,118	5,547	2.20
令和2年	11,373	5,619	5,754	5,572	2.04

※令和2年は住民基本台帳を参照

資料：国勢調査

(2) 年齢別人口構成

各年10月1日

年次	平成7年			平成27年			令和2年（※R2.8.1）		
	【人】	男 【人】	女 【人】	【人】	男 【人】	女 【人】	【人】	男 【人】	女 【人】
総人口	14,634	7,235	7,399	12,048	5,945	6,103	11,373	5,619	5,754
0～4歳	686	349	337	472	233	239	398	218	180
5～9歳	860	437	423	487	254	233	473	232	241
10～14歳	1,035	525	510	458	257	201	468	242	226
15～19歳	778	415	363	489	248	241	402	219	183
20～24歳	708	383	325	466	272	194	424	224	200
25～29歳	793	399	394	579	337	242	498	279	219
30～34歳	901	464	437	644	347	297	612	351	261
35～39歳	969	509	460	722	367	355	610	319	291
40～44歳	1,201	580	621	767	408	359	724	373	351
45～49歳	1,226	622	604	675	340	335	763	419	344
50～54歳	1,021	500	521	788	411	377	659	324	335
55～59歳	1,025	496	529	811	428	383	737	379	358
60～64歳	1,025	493	532	1,023	484	539	759	388	371
65～69歳	869	443	426	1,015	485	530	973	459	514
70～74歳	636	283	353	769	354	415	903	421	482
75～79歳	452	171	281	710	309	401	685	310	375
80～84歳	275	103	172	572	229	343	580	241	339
85～89歳	114	41	73	358	127	231	419	150	269
90～94歳	49	19	30	182	46	136	203	61	142
95～99歳	10	3	7	55	8	47	70	10	60
100歳以上	1	0	1	6	1	5	13	0	13

年齢区分別

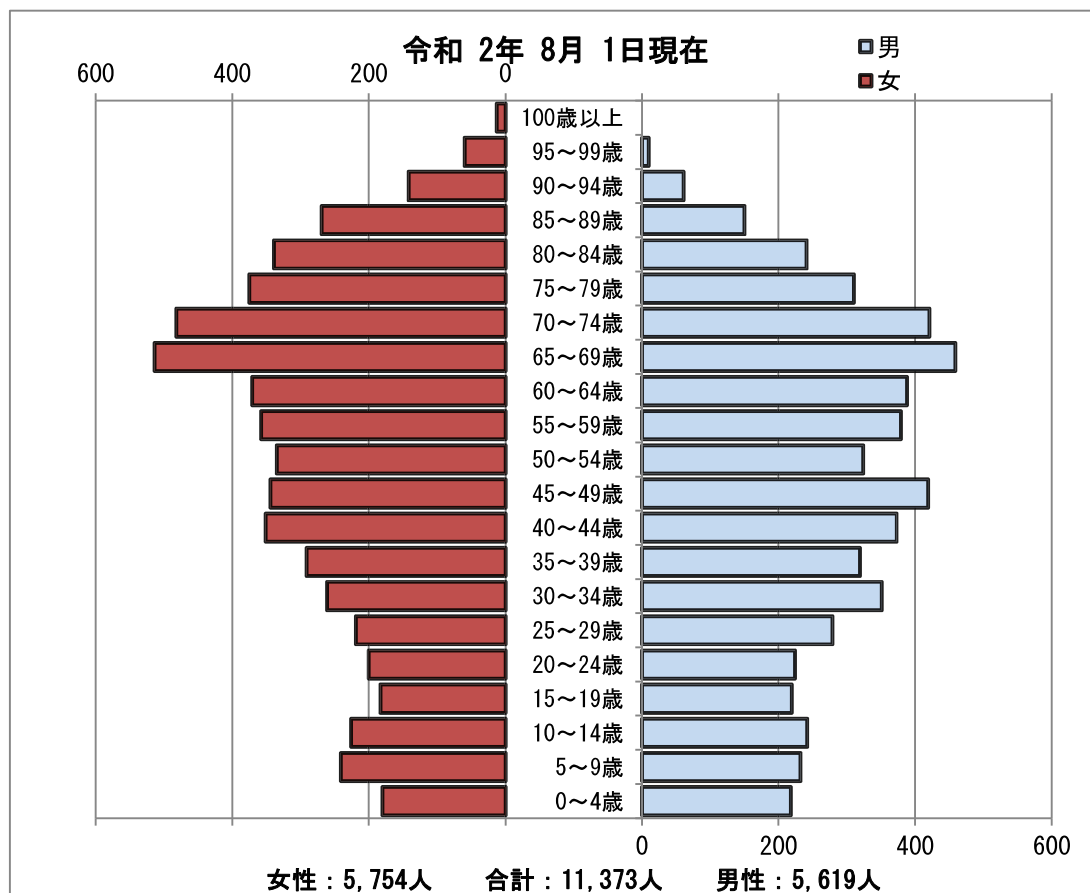
0～14歳	2,581	1,311	1,270	1,417	744	673	1,339	692	647
15～64歳	9,647	4,861	4,786	6,964	3,642	3,322	6,188	3,275	2,913
65歳以上	2,406	1,063	1,343	3,667	1,559	2,108	3,846	1,652	2,194

※令和2年は住民基本台帳を参照

資料：国勢調査

第3章 斜里町の現状と評価

(3) 人口構造図



2 障害者手帳所持者数の推移

- ・身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者は、ここ数年横ばいとなっています。
- ・自立支援医療利用者は、年々減ってきています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
身体障害者 手帳所持者数	18 歳未満	5	3	2	2	3	2
	18 歳以上～65 歳未満	147	140	118	122	113	110
	65 歳以上	418	423	414	407	392	393
	合計	570	566	534	531	508	505
療育手帳 所持者数	18 歳未満	38	36	36	34	34	29
	18 歳以上	108	110	110	112	110	112
	合計	146	146	146	146	144	141
精神保健福祉 手帳所持者数	20 歳未満	0	0	0	0	0	0
	20 歳以上	50	43	46	51	54	52
	合計	50	43	46	51	54	52
精神通院医療費公費負担 (自立支援医療)		185	180	166	158	159	153

3 身体障害者手帳所持者にみる状況

・ 65 歳以上の方が、全身体障害者手帳所持者の 77.8%を占めています。

(1) 身体障害者手帳所持者の等級別推移 (各年 3 月末現在 単位：人)

区分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 級	18 歳未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	18 歳～ 64 歳未満	44	24.9%	37	22.6%	34	21.3%	32	22.2%	34	23.3%
	65 歳以上	133	75.1%	127	77.4%	126	78.7%	112	77.8%	112	76.7%
	合計	177		164		160		144		146	
2 級	18 歳未満	1	1.5%	1	1.6%	1	1.6%	1	1.6%	1	1.7%
	18 歳～ 64 歳未満	20	29.8%	19	30.6%	19	30.2%	20	32.8%	17	29.3%
	65 歳以上	46	68.7%	42	67.8%	43	68.2%	40	65.6%	40	69.0%
	合計	67		62		63		61		58	
3 級	18 歳未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	18 歳～ 64 歳未満	23	25%	20	22.3%	21	24.1%	20	23.0%	18	21.2%
	65 歳以上	69	75%	70	77.7%	66	75.9%	67	77.0%	67	78.8%
	合計	92		90		87		87		85	
4 級	18 歳未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	18 歳～ 64 歳未満	32	20.1%	28	17.9%	33	20.6%	27	17.5%	27	17.5%
	65 歳以上	127	79.9%	128	82.1%	127	79.4%	127	82.5%	127	82.5%
	合計	159		156		160		154		154	
5 級	18 歳未満	1	2.5%	0	0%	0	0%	1	3.2%	0	0%
	18 歳～ 64 歳未満	15	38.5%	9	30.0%	10	33.4%	9	29.0%	9	30.0%
	65 歳以上	23	59.0%	21	70.0%	20	66.6%	21	67.8%	21	70.0%
	合計	39		30		30		31		30	
6 級	18 歳未満	1	3.1%	1	3.1%	1	3.2%	1	3.2%	1	3.1%
	18 歳～ 64 歳未満	6	18.8%	5	15.6%	5	16.1%	5	16.1%	5	15.6%
	65 歳以上	25	78.1%	26	81.3%	25	80.7%	25	80.7%	26	81.3%
	合計	32		32		31		31		32	
合計	18 歳未満	3	0.5%	2	0.4%	2	0.4%	3	0.6%	2	0.4%
	18 歳～ 64 歳未満	140	24.7%	118	22.1%	122	23.0%	113	22.2%	110	21.8%
	65 歳以上	423	74.8%	414	77.5%	407	76.6%	392	77.2%	393	77.8%
	合計	566		534		531		508		505	

第3章 斜里町の現状と評価

(2) 身体障害者手帳所持者の種別推移

・障がい種別は、肢体不自由、内部障がいの順に多くを占めています。

区分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障がい	18 歳未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	18 歳～ 64 歳未満	10	33.3%	5	21.7%	5	22.7%	4	20.0%	3	16.7%
	65 歳以上	20	66.6%	18	78.3%	17	77.3%	16	80.0%	15	83.3%
	合計	30		23		22		20		18	
聴覚・平衡 機能障がい	18 歳未満	1	2.2%	1	2.2%	1	2.1%	1	2.1%	1	2.0%
	18 歳～ 64 歳未満	4	8.8%	4	8.7%	5	10.4%	5	10.4%	5	10.0%
	65 歳以上	40	88.8%	41	89.1%	42	87.5%	42	87.5%	44	88.0%
	合計	45		46		48		48		50	
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	18 歳未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	18 歳～ 64 歳未満	1	20.0%	1	33.3%	1	33.3	1	50.0%	1	100%
	65 歳以上	4	80.0%	2	66.7%	2	66.7%	1	50.0%	0	0%
	合計	5		3		3		2		1	
肢体不自由	18 歳未満	1	0.2%	0	0%	0	0%	1	0.3%	0	0%
	18 歳～ 64 歳未満	91	26.7%	78	25.0%	78	25.3%	74	25.1%	72	24.6%
	65 歳以上	248	72.9%	234	75.0%	230	74.7%	220	74.6%	221	75.4%
	合計	340		312		308		295		293	
内部障がい	18 歳未満	1	0.6%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%
	18 歳～ 64 歳未満	34	23.2%	30	20.0%	33	22.0%	29	20.3%	29	20.4%
	65 歳以上	111	76.0%	119	79.3%	116	77.3%	113	79.0%	112	78.9%
	合計	146		150		150		143		142	
合計	18 歳未満	3	0.5%	2	0.4%	2	0.4%	3	0.6%	2	0.4%
	18 歳～ 64 歳未満	140	24.7%	118	22.1%	122	23.0%	113	22.2%	110	21.8%
	65 歳以上	423	74.7%	414	77.5%	407	76.6%	392	77.2%	393	77.8%
	合計	566		534		531		508		505	

4 療育手帳所持者の状況

- ・重度（A1）の人が、全体の3割を占めています。
- ・重度の人は減少、軽度の人は増加傾向にあります。

区分			平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
重度	A1	18 歳未満	7	13.2%	7	14.0%	6	12.5%	7	15.2%	6	13.3%
		18 歳以上	46	86.8%	43	86.0%	42	87.5%	39	84.8%	39	86.7%
	合計		53		50		48		46		45	
中度	A2	18 歳未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		18 歳以上	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	B1	18 歳未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		18 歳以上	12	100%	11	100%	11	100%	11	100%	11	100%
	合計		12		11		11		11		11	
軽度	B2	18 歳未満	29	35.8%	29	34.1%	28	32.2%	27	31.0%	23	27.1%
		18 歳以上	52	64.2%	56	65.9%	59	67.8%	60	69.0%	62	72.9%
	合計		81		85		87		87		85	
合計		18 歳未満	36	24.7%	36	24.7%	34	23.3%	34	23.6%	29	20.6%
		18 歳以上	110	75.3%	110	75.3%	112	76.7%	110	76.4%	112	79.4%
		合計	146		146		146		144		141	

5 発達障がい児・者の状況

平成 17 年度に発達障害支援法が施行され、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい、学習障がいなどを発達障がいとして位置づけ、ライフステージにあった適切な支援を受けられるように、周囲の理解が得られるように体制整備を目指しています。発達障がいは、子どもだけでなく、大人の方でも潜在的にもっている人もいます。斜里町ではひきこもりに関して、関係事業所や関係者への調査により町内では 20 名程度潜在していると捉えています。現在はひきこもりに関しても相談窓口を保健福祉課にて開設し広報しています。生活状況や今後活動できる場所などについて簡単なものから具体的なものまで相談を受けています。

6 高次脳機能障がいの状況

- ・アンケートでは 7 名いますが、正確な統計数値ではないため、潜在的な高次脳機能障がい者の数は、上記数値より多いと考えられます。

第3章 斜里町の現状と評価

7 障がい者サービス利用者数の推移

・認定者数は、増加傾向にあります。サービス種別では、就労継続支援A型・就労継続支援B型が伸びています。

(1) 障がい福祉サービス利用数の推移

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定者数		109名	110名	120名	118名	118名
自立支援給付等サービス利用内容	療養介護	4名	4名	4名	4名	4名
	生活介護	53名	53名	55名	54名	51名
	宿泊型自立訓練					1名
	自立(機能)訓練					
	自立(生活)訓練	1名				
	就労移行支援	4名	3名	1名	1名	1名
	就労継続支援A型	1名		10名	14名	15名
	就労継続支援B型	27名	27名	33名	32名	31名
	就労定着支援	—	—			
	短期入所	5名	4名	4名	6名	4名
	共同生活援助	25名	27名	28名	26名	29名
	施設入所支援	36名	36名	36名	36名	35名
	自立生活援助	—	—			
	居宅介護	7名	6名	5名	7名	6名
	重度訪問介護	2名	3名	2名	2名	2名
	行動援護					
	同行援護	2名	2名	1名	1名	1名
	重度障害者等包括支援					
	地域移行支援					
	地域定着支援					
	計画相談支援	109名	110名	120名	118名	118名
	児童発達支援	17名	22名	25名	21名	15名
	医療型児童発達支援					
	放課後等デイサービス	1名	6名	7名	5名	6名
	保育所等訪問支援					
	居宅訪問型児童発達支援	—	—			
	障害児相談支援	18名	28名	32名	26名	21名
	意思疎通支援	1名	1名	1名	2名	2名
	日常生活用具給付	128名	134名	128名	137名	122名
	移動支援	15名	17名	18名	14名	15名
	日中一時支援	8名	4名	1名		1名

第3章 斜里町の現状と評価

	地域活動支援センター					
	訪問入浴サービス					
	自動車改造助成事業	1 名	1 名			
	自動車免許取得事業					
	補装具給付	25 名	20 名	26 名	25 名	20 名
	自立支援医療(更生医療)	37 名	40 名	50 名	40 名	32 名
	自立支援医療(育成医療)	3 名	4 名	2 名	1 名	1 名

8 権利擁護

(1) 虐待件数

障がい者への虐待

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
通報受理件数	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件
うち虐待件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

・町は、障がい者虐待防止センターの窓口を担っているので、関係団体等と情報を共有して対応していきます。令和元年度については振興局から連絡があったため 1 件としています。

(2) 成年後見

成年後見利用(申立)件数

区分	平成 29 年 10 月末現在	令和 2 年 8 月末現在
65 歳未満	0 人(0 人)	0 人(0 人)
65 歳以上	2 人(2 人)	2 人(0 人)
合計	2 人(2 人)	2 人(0 人)

・相談件数は落ち着いていますが、将来的に制度を利用する人が増えることが予想されます。

(3) 財産管理・契約

金銭管理財産保全サービス(斜里町社協)利用状況

区分	平成 29 年 10 月末現在	令和 2 年 8 月末現在
金銭管理している人	4 人	3 人
うち 手帳保持者	4 人	3 人

第3章 斜里町の現状と評価

日常生活自立支援事業（斜里町社協）利用状況

区分	平成29年10月末現在	令和2年8月末現在
利用者	4人	3人

- ・金銭管理を受けている人は、障害者手帳を所持しています。
- ・日常生活自立支援事業の利用者は、落ち着いています。

第4章 障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法に規定される障がい者施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の指針となるものです。

1 自立支援協議会の活性化

第5期総括

○評価指標：自立支援協議会会議開催回数

毎年度開催された。平成30年度は障害者就労施設等からの物品等調達方針、令和元年度はひきこもり対策に関する事項など特徴的な議題について協議を行った。今後も町の取り組み状況を評価する上で、必要不可欠であることから定期開催を維持する。

現状と課題

- ・施設入所や入院中の人の一人ひとりの現状把握を行い、希望や状況に応じた聞き取りを行い、できる限り本人の望む生活を維持することが必要

具体的な取り組み

- ・地域の障がい者福祉の仕組みづくりの核となる「自立支援協議会」の活性化に努めます。
- ・相互の連絡を図ることにより、障がい者等への支援体制に関する課題を抽出・共有し、地域の実情に応じた体制整備について、協議を行います。

2 啓発・広報・情報

第5期総括

○評価指標：研修事業の実施

平成30年度に「障害者差別解消法に関する講演会」を開催し、一般町民や事業者に対して標記の内容について理解を深める機会となった。令和元年度は新型コロナウイルスの影響により開催できなかった。

第4章 障がい者計画

現状と課題

- ・福祉に関して関心が薄いと感じる。もっと積極的に勉強してほしいと思う（アンケート調査より）
- ・町民や地域、職場や学校などの理解を進めるための取り組みがさらに必要（アンケート調査より）

具体的な取り組み

- ・特別支援教育の普及を図る上で、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習の機会創出と内容の充実に努めます。地域においても、障がい児が地域活動と一緒に参加できるような地域づくりに努めます。
- ・障がい者本人、家族、ボランティア、関係者がケアマネジメントを理解し、活用するための学習会等を実施し、普及・啓発に努めます。
- ・精神障がいに関する地域住民の理解のための活動を企画・支援します。
- ・情報バリアフリーの充実に努めます。

3 教育・育成

第5期総括

○評価指標：トレーニング研修の実施

発達障がいのソーシャルスキルトレーニングの研修会を目標に掲げているが、実施には至っていない。取り組みの内容について検討が必要。

現状と課題

- ・18歳未満の知的障がい児には、療育の場が必要（3章—4）
- ・発達障がい者（児）への就労・自立に向けた支援が必要（3章—5）
- ・成人期に発達障がいと診断された人に対して、社会的な対人関係（コミュニケーション技術）、身辺自立に向けた訓練の場が必要（3章—5）

具体的な取り組み

- ・発達段階に応じた療育の場を確保するため、地域で育ち、学ぶことの出来る体制整備に努めます。
- ・親が悩みを話し合えるよう、「翼の会」「手をつなぐ育成会」を紹介するなど、交流の場の確保に努めます。

第4章 障がい者計画

- ・障がい児が安心できるよう、携わる職員の資質向上のための研修受講の促進に努めます。
- ・18歳以上の発達障がい者に対して、ソーシャルスキルトレーニングの場を、またその保護者に対しては、コーチングの場を確保します。
- ・障がい児の職業体験の場の確保に努めます。

4 保健

第5期総括

○評価指標：各種検診や母親学級などから障がい者（児）への相談を受ける具体的な数値は算出できないが、健診から児童発達支援などの障がい福祉サービスにつながるための相談は随時対応を行っていた。

現状と課題

- ・身体障害者手帳の取得は減少傾向にあるが、原因疾患となり、健康を害し、障がいとなるケースが増えている「心臓病」「腎臓病」の予防が必要（3章—3（2））
- ・早期からの療育支援、就園・就学後の就労、日中活動への支援が必要（3章—4）

具体的な取り組み

- ・乳幼児健康診断や訪問指導などにより、障がいの早期発見に努め、児童発達支援等の早期療育に努めます。
- ・保健師・栄養士等の連携により、生活習慣病（心臓病・腎臓病）の予防に努めます。

5 雇用・就労

第5期総括

○評価指標：就労支援会議の実施

斜網地域では就労支援センターがなく、第5期では開催・参加に至っていない。

特別支援学校との実習に関する連絡会議は適宜行われている。

令和元年度より障がい者が就労によって地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、就労する施設等から供給する物品等に対して需要の増進を図るため「斜里町障害者就労施設等からの物品等調達方針」の策定を行った。

第4章 障がい者計画

現状と課題

- ・精神障がい者への日中の居場所や就労に向けた支援が必要（3章—2）
- ・福祉施設利用者から一般就労移行への不安の解消（アンケート調査）

具体的な取り組み

- ・就労継続支援事業所等の就労支援関係機関との連携及び必要な支援技術の提供に努めます。
- ・特別支援学校等と連携し、卒業見込みとなる生徒の情報共有に努め、実習や実際の就職への支援に努めます。
- ・物品等調達方針により就労する施設等からの優先調達に努めます。
- ・障がい者雇用率制度による法定雇用率の達成促進や、障がい特性に応じたさまざまな雇用形態（短期間雇用・グループ雇用等）の活用に努めます。
- ・就労する側も雇用する側も良い関係で仕事が継続して行えるよう、また、離職した際にも再度やり直しが出来るよう、就労支援関係機関との連携を深めます。

6 相談体制の整備

第5期総括

○評価指標：基幹相談支援センターの設置、特定相談支援事業所の増加、特別支援連携協議会の開催

基幹相談支援センターについては、第5期以内では広域での設置について検討中。特定相談支援事業所は廃止した事業所もあったが、新規に指定を行い、現在3事業所となっている。サービス等計画の作成や障がい者への相談支援事業の委託を引き続き行っている。特別支援連携協議会の開催には至っていない。

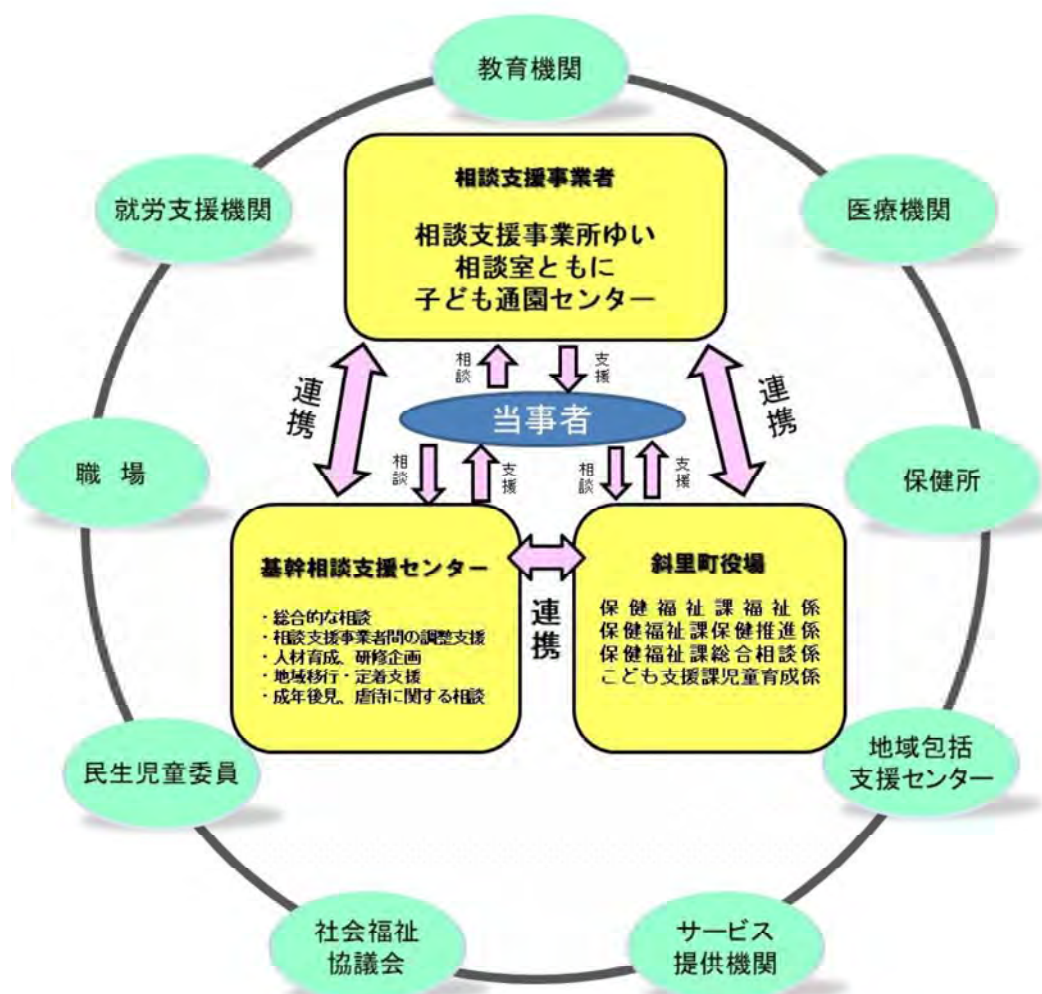
現状と課題

- ・相談窓口の設置を希望している（アンケート調査より）
- ・利用者数が減少しているサービスについての現状把握・利用者の希望確認が必要（3章—7）
- ・一人ひとりの希望や状況に応じた聞き取りを行い、できる限り本人の望む生活を維持することが必要（アンケート調査より）

具体的な取り組み

- ・ 基幹相談支援センターの広域での設置を行い、地域での生活に関して利用者の意向に沿ったサービスに繋がるようセンターと連携を行う。
- ・ 本人のニーズにあったサービス等利用計画をたてられるよう、特定相談支援事業所による計画相談を推進します。
- ・ ライフステージで途切れることなく、支援の継続・調整を図るため、特定相談支援事業所・医療機関・児童相談所・子ども通園センター等の関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。またひきこもり者の支援のため、子どもの家庭環境の把握等ができるよう保健師や教育委員会等と連携して対応できる体制づくりに努めます。

相談支援ネットワークイメージ



7 権利擁護

第5期総括

○評価指標：成年後見制度利用者の増加、虐待防止学習会の開催
必要に応じて成年後見制度の利用を検討するが、対象者増となるケースはなかった。
虐待防止学習会の開催には至っていない。

現状と課題

- ・成年後見制度利用支援事業の周知が必要（3章—8）
- ・今後、対象者数の増加が予想される申立支援には、専門的な部署や職員が必要（3章—8）
- ・障がい者に対する虐待の実態把握が必要（3章—8）
- ・日常生活で金銭管理の介助が必要な方が多くいるため（アンケート調査）日常生活自立支援事業の周知が必要（3章—8）

具体的な取り組み

- ・市民の権利擁護のため、法人後見事業を実施している社会福祉協議会と連携し、この制度の普及に努めます。
- ・啓発・相談・後見等、支援を総合的に行えるよう、支援体制の整備に努めます。
- ・虐待等防止や早期発見・早期対応及び自立に至る支援等を行います。
- ・社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知・実施に努めます。

8 生活環境

第5期総括

○評価指標：サービス提供事業所の充実
第5期においては、町内にて就労継続支援A型事業所の開設が1事業所あった。第6期においての評価指標として、基幹相談支援センターの設置と合わせて「地域生活支援拠点」の1市4町での共同整備を進めます。

現状と課題

- ・地域での生活のために、必要な在宅サービスや医療的ケアを適切に利用・受けることできるか心配（アンケート調査より）
- ・相談支援体制の充実（アンケート調査より）
- ・公共交通機関が少ないため外出ができるか不安（アンケート調査より）

具体的な取り組み

- ・引き続き、障がい者にやさしい町づくりを目指して、バリアフリー新法の目的に沿えるよう、建築物の新改築に努めます。
- ・地域生活支援拠点の1市4町での共同整備を進めます。
- ・障がいのある人の自立を支えるため、公共交通のあり方について、関係機関を含め検討し、公共交通環境の整備に努めます。
- ・「障がい者を施設から地域へ」という目標に向けて、「共生型社会」に向け支援します。
- ・障がい者の単身生活の安定のため、地域移行支援コーディネーターとの連携や、常時の相談対応等、地域の居住支援体制の確保に努めます。
- ・情報機器の活用や多様なコミュニケーション手段の確保を行い、障がいの状況に応じて、必要な情報を必要な時に容易に入手できる体制整備に努めます。
- ・聴覚障がいに対応した手話通訳者、要約筆記者の養成を推進し、派遣体制の充実に努めます。
- ・障がい者のニーズを把握し、日常生活用具の給付を行います。

9 防災・防犯対策

第5期総括

○評価指標：モデル事業の増加、福祉避難所の指定箇所の維持
避難行動要支援者個別計画のモデル事業に取り組んでいて、第5期では、2自治会で取り組みを行った。福祉避難所の指定箇所については、7箇所の指定を行っている。

現状と課題

- ・災害時にすぐ避難できない、ひとりで避難できない（アンケート調査より）
- ・避難場所での生活について、設備などの不安がある（アンケート調査より）

具体的な取り組み

- ・災害発生時の支援体制を整備します。（避難行動要支援者個別プランの策定）
- ・災害弱者を把握し、自主防災組織等と協働し、防災訓練等を通して災害時の安否確認に備えます。
- ・福祉施設・医療機関等と協議のうえ、福祉避難所を指定します。
- ・冬季の人工透析患者の病院への送迎体制を整えます。
- ・被災後の心のケア体制の整備に努めます。
- ・日頃からの見守りや声掛け等のできる組織体制の構築に努めます。

第5章 障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要量等を定める計画です。

1 第6期障がい福祉計画における目標値

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の計画	現状、入所者の高齢化・重度化により地域生活移行者数は減少傾向にある。令和5年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するに当たり、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行することを基本としています。また施設入所者数の削減についても入所者の高齢化・重度化により区分6の方や65歳以上の方の利用が増えています。数値目標設定にあたり、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上として、真に施設入所支援が必要な場合を検討し、近年の施設入所者の削減情報を踏まえつつ、設定するように求めています。
町の計画	町の現状としては、既に施設を必要とする人が施設を利用しており、計画年度内に移行対象となりうる人がいないこと、地域生活へ移行する人がいても新たに施設入所を希望される人もいることなどを踏まえ、施設入所者の移行自体は厳しい状況にあります。そのため、令和5年度末における削減見込みは「0人」、地域生活移行者数は「1人」と設定しました。 地域生活への移行は、障がい者入所施設以外の場所からの移行についても、一人で生活できる住環境や生活・見守り体制を整備する必要があるため、またグループホームや公営住宅など既存の資源を利用できるように周知等に努めます。

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定しました。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年末時点の入所者数（Ⅰ）	36人	令和2年3月31日の施設入所者数
目標年度入所者数（Ⅱ）	36人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込み（Ⅰ－Ⅱ）	0人	既存入所の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は1.6%以上削減)
【目標値】地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム等へ移行者数 (国の目標は施設入所者数の6%)

第5章 障がい福祉計画

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の計画	保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置に向けた取り組み及び協議の場の活性化に向けた取り組みが必要となっています。 精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進していく。 また改正社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に創設されています。この事業でも相談支援及び地域づくりにおいては、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の既存の各事業を一体的に実施することとしています。
町の計画	当事者および保健・医療・福祉に携わる人を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。精神保健福祉士などの確保に努め、介護保険同様に他職種連携を目指していきます。 重層的支援体制整備事業についても、地域住民の複雑化・複合化した支援を行うため、また全世代型包括連携相談支援を行うため検討をしていきます。

(3) 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等の整備

国の計画	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが求められています。 成果目標として、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。
町の計画	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を広域で検討し整備を進めます。 また、総合相談・専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターの整備の在り方についても広域で検討し整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の計画	「一般就労への移行」に係る目標として、移行者数を堅持した上で「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取り組みを更に進めるとともに、就労
------	---

第5章 障がい福祉計画

	継続支援の取り組みも評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援についても事業目的を踏まえつつ目標を掲げています。第5期では「就労移行支援事業の利用者数」、「就労移行支援の事業所ごとの移行率」について目標項目としていたが、就労移行支援事業の取り組みは移行者数で評価することとしたため目標値として設定していません。
町の計画	これまでの実績及び障害者法定雇用率の引上げ等、地域の実情を踏まえつつ、就労移行支援事業利用者は毎年1人はいるものの、一般就労に結びついていません。令和5年度末までに一般就労への移行実績数は「1人」として設定して支援していきます。就労継続支援についても、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、事業所と連携を行い利用実績向上に努めます。また障害者就労施設等からの物品等調達方針により就労する施設等からの優先調達に努めます。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数	0 人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	1 人	令和5年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する人の数

②就労定着支援による職場定着率

国の計画	就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。
町の計画	現在、町内には就労定着に向けた支援を行う事業所はありませんので、目標設定をしません。就労定着支援事業の周知に努めてまいります。

(5) 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標

国の計画	利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取り組みとして、相談支援従事者研修等の各種研修を活用した市町村職員の受講への参加を促す取り組みや国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用した取り組みなどが必要であり、それらを実施するための体制を構築します。
町の計画	町でも国の計画のとおり各種研修や国保連システムの分析の取り組みを行うことについて検討を行います。

2 各種サービスの目標値及びサービス見込み量

(1) 訪問系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
1 居宅介護 【町内事業所：斜里町社会福祉協議会ヘルパーステーション】	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
2 重度訪問介護 【町内事業所：斜里町社会福祉協議会ヘルパーステーション】	重度の肢体不自由で、常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動の介護を総合的に行うサービスを提供します。
3 同行援護 【町内事業所：斜里町社会福祉協議会ヘルパーステーション】	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。
4 行動援護 【町内事業所なし】	知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする人に対し、行動の際に生ずる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
5 重度障害者等包括支援 【町内事業所なし】	常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【サービス見込み量】

訪問系サービス種別		第5期実績			第6期目標		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込	R3 年度 (推計)	R4 年度 (推計)	R5 年度 (推計)
1 居宅介護		5 人	7 人	6 人	7 人	7 人	7 人
		27 時間	13 時間	12 時間	30 時間	30 時間	30 時間
2 重度訪問介護		2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
		493 時間	531 時間	530 時間	500 時間	500 時間	500 時間
3 同行援護		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		1 時間	1 時間	1 時間	1 時間	1 時間	1 時間
4 行動援護		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
5 重度障害者等包括支援		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

(単位:1月当たりの人数・時間)

【サービス見込み量の考え方】

サービスの見込み量は、平成30年度から令和2年度の利用者数・時間をもとに、令和3年度から5年度までの利用者数の伸びを算出しています。

第5章 障がい福祉計画

【見込み量の確保策の考え方】

ALS の 2 名の患者専門に重度訪問介護事業所が対応しています。居宅介護サービスを提供する事業者は、今後もサービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の進行を見込みながら、その他のサービスを含めサービス利用の増加に対応していきます。町内にないサービスについては障がい者が利用するサービスを選択する幅を広げるため、北海道からの事業者情報の提供に努め、今後見込まれるサービスの需要の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
1 療養介護 【町内事業所なし】	医療を要する障がい者で常時介護を要する人に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
2 生活介護 【町内事業所：日の出学園、多機能型ワークセンター青葉・斜里デイサービスセンター】	常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、食事などの介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
3 自立訓練（機能訓練） 【町内事業所なし】	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障がい者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
4 自立訓練（生活訓練） 【町内事業所なし】	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
5 宿泊型自立訓練 【町内事業所なし】	知的障がい、精神障がいのある人に対して、居室その他設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言を行います。
6 就労移行支援 【町内事業所なし】	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動・その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
7 就労継続支援（A型） 【町内事業所：ワンステップ】	雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行います。

第5章 障がい福祉計画

8 就労継続支援（B型） 【町内事業所：多機能型ワークセンター青葉、知床どんぐりの家、ひとり窓共同作業所】	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった人については、就労への移行に向けた支援を行います。
9 就労定着支援 【町内事業所なし】	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がい者の就労継続を図るため、就労に伴う生活面の課題について、事業所・家族との連携調整等を一定の期間にわたり指導・助言等を行うものです。
10 短期入所 【町内事業所：日の出学園】	介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【サービス見込み量】

日中系サービス種別		第5期実績			第6期目標		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込	R3 年度 (推計)	R4 年度 (推計)	R5 年度 (推計)
1	療養介護	4 人	4 人	4 人	3 人	3 人	3 人
2	生活介護	55 人 989 人日	54 人 965 人日	51 人 923 人日	51 人 1,050 人日	51 人 1,050 人日	51 人 1,050 人日
3	自立訓練 (機能訓練)	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日
4	自立訓練 (生活訓練)	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日
5	宿泊型自立訓練	0 人 0 人日	0 人 0 人日	1 人 30 人日	2 人 60 人日	2 人 60 人日	2 人 60 人日
6	就労移行支援	1 人 22 人日	1 人 23 人日	1 人 23 人日	2 人 46 人日	2 人 46 人日	2 人 46 人日
7	就労継続支援(A 型)	10 人 106 人日	14 人 198 人日	18 人 224 人日	18 人 230 人日	18 人 230 人日	18 人 230 人日
8	就労継続支援(B 型)	33 人 506 人日	32 人 546 人日	31 人 413 人日	30 人 550 人日	30 人 550 人日	30 人 550 人日
9	就労定着支援	—	—	—	0 人	0 人	0 人
10	短期入所(福祉型、医療型)	4 人 7 人日	6 人 8 人日	4 人 9 人日	3 人 15 人日	3 人 15 人日	3 人 15 人日
合 計		107 人 1,630 人日	111 人 1,740 人日	110 人 1,622 人日	109 人 1,951 人日	109 人 1,951 人日	109 人 1,951 人日

(単位:1月当たりの人数)

【サービス見込み量の考え方】

サービスの見込み量は、平成30年度から令和2年度の利用者数・時間をもとに、令和3年度から5年度までの利用者数の伸びを算出しています。

第5章 障がい福祉計画

【見込み量の確保策の考え方】

町内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、国や北海道の施策を活用しながら既存の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援などを検討し、サービス量が確保されるような施策を検討します。

障がいのある人で、就労を希望する人を支援するため、町外の就労支援センターと連携を図り、引き続き、民間企業、福祉施設等が連携し、就労に関する支援の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
1 共同生活援助（グループホーム） 【町内事業所：共同住居事業所ブーケ（フレンズ・みずなら・はるにれ）】	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者に対し、地域において自立した生活を営む上で必要な家事などの支援、相談支援等を行います。
2 施設入所支援 【町内事業所：日の出学園】	障害者支援施設における、生活介護または自立訓練、就労継続支援の対象者に対し、主に夜間において必要な入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
3 自立生活援助 【町内事業所なし】	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしを始めた時に、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか一定期間に渡り定期的な巡回訪問等を行い、障がい者の理解力、生活力等を補う必要な支援をします。

【サービス見込み量】

居住系サービス種別		第5期実績			第6期目標		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込	R3 年度 (推計)	R4 年度 (推計)	R5 年度 (推計)
1	共同生活援助	28 人	26 人	29 人	29 人	29 人	29 人
2	施設入所支援	36 人	36 人	35 人	36 人	36 人	36 人
3	自立生活援助	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(単位:1月当たりの人数)

【サービス見込み量の考え方】

サービスの見込み量は、平成30年度から令和2年度の利用者数をもとに、令和3年度から5年度までの利用者数の伸びを算出しています。

【見込み量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、共同生活援助（グループホーム）の利用促進については、継続していきます。また、高齢化に伴い共同生活援助が困難な場合は、介護施設も含め検討していきます。

第5章 障がい福祉計画

(4) 相談支援

【事業の概要】

事業名	内 容
1 計画相談支援 【町内事業所：相談支援事業所ゆい、相談室ともに、斜里地域子ども通園センター】	対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者です。サービス内容は、次のとおりです。 支給決定時は、① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害者支援利用計画案を作成、② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成を行う。 支給決定後は、① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行う。② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨を行う。
2 地域移行支援 【町内事業所なし】	対象者は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者です。 サービス内容は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などで、支援期間は、6 か月から 12 か月です。
3 地域定着支援 【町内事業所なし】	対象者は、ひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などで、その他家族等の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者です。 サービス内容は、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談などで、支援期間は、12 か月以内です。

【サービス見込み量】

相談支援サービス種別		第5期実績			第6期目標		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込	R3 年度 (推計)	R4 年度 (推計)	R5 年度 (推計)
1	計画相談支援	152 人	144 人	139 人	140 人	140 人	140 人
2	地域移行支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
3	地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定相談支援事業所数		3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

(単位:年間人数)

【サービス見込み量の考え方】

①計画相談支援

障害福祉サービスおよび地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を

第5章 障がい福祉計画

勘案し、利用者数を見込みました。

②地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活への移行者数の実績を勘案し利用者数を見込みました。

③地域定着支援

地域移行支援を受けたひとり暮らしの人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人の実績を勘案して、利用者数を見込みました。

【見込み量の確保策の考え方】

利用者の意向を尊重し、事業者による計画相談支援の充実を図り、地域移行支援や地域定着支援を検討します。サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生委員・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進し、サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。

3 地域生活支援事業（目標値及びサービス見込み量）

（1）必須事業

【事業の概要】

都道府県と市町村で役割をもって、地域生活支援事業に取り組めます。以下、市町村分です。

	事業名	内 容
必須事業	①理解促進研修・啓発事業 【町】	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を実施します。
	②自発的活動支援事業 【町】	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における自発的な取り組みを支援するなど、共生社会の実現を図ります。
	③基幹相談支援センター事業 【斜網地域自治体 1 市 4 町】	障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供するための地域生活支援拠点の機能を併設する地域の相談支援の中核的な役割を担う機関の設置・運営を行います。
	④相談支援事業 【町内事業所：相談支援事業所ゆい、相談室ともに】	地域の障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）などの便宜を総合的に提供します。

第5章 障がい福祉計画

⑤成年後見制度利用支援事業 【町内事業所：社会福祉協議会】	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難な障がい者に対して、経費の一部を助成し利用の促進を図ります。
⑥成年後見制度法人後見支援事業 【町】	障がいを持つ人に対する後見人等の業務を行う人材を育成し、市民後見人を活用した法人後見の支援を行う。
⑦意思疎通支援事業 【委託：北海道ろうあ連盟】	意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
⑧日常生活用具費給付等事業 【町】	日常生活における便宜を図るため、障がい者等に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付及び用具の貸与を行います。 ※平成 30 年度から、成長や障がいの進行により短期間の利用が想定される場合には、貸与が可能となりました。
⑨手話奉仕員養成研修事業 【町】	コミュニケーション支援を必要とする機会が増えており、今後も派遣事業を着実に実施していくため、手話通訳者や要約筆記者の確保、育成をします。
⑩移動支援事業 【町内事業所：日の出学園、知床どんぐりの家】	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
⑪地域活動支援センター事業 【町】	創造的な活動や、生産活動など様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障がい者の地域生活を支援します。

【サービス見込み量】

地域生活支援事業 必須事業		第 5 期実績			第 6 期目標		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度 見込	R3 年度 (推計)	R4 年度 (推計)	R5 年度 (推計)
1	理解促進研修・啓発事業	実施	未実施	実施	実施	実施	実施
2	自発的活動支援事業	検討	検討	検討	検討	検討	実施
3	基幹相談支援センター事業	検討	検討	検討	実施	実施	実施

第5章 障がい福祉計画

4	相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
5	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
6	成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	検討	検討	検討	実施
7	意思疎通支援事業(手話通訳者等派遣等)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
8	日常生活用具費給付等事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
9	手話奉仕員養成研修事業	検討	検討	検討	検討	検討	実施
10	移動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
11	地域活動支援センター事業	検討	検討	検討	検討	検討	実施

①理解促進研修・啓発事業

<実施に向けての考え方>

令和元年度は新型コロナウイルスの影響により未実施となりましたが、今後も障がい者制度の理解を広める取り組みを実施していきます。

②自発的活動支援事業

<実施に向けての考え方>

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動の把握に努め、その活動に対して支援を検討していきます。

③基幹相談支援センター事業

<実施に向けての考え方>

斜網地域自治体1市4町の連絡会議が設置され、「基幹相談支援センター」及び「地域生活支援拠点」機能を広域で設置するための検討を行い、令和3年度より設置予定としています。

④相談支援事業

<実施に向けての考え方>

相談支援事業所では、日常的な相談支援をはじめ、高次脳機能障がいや発達障がい等の相談支援体制の充実を図り、個々の障がいの特性を考慮した相談支援体制を維持し、地域における障がい者の相談支援ネットワークの拡大に向けて取り組みます。

第5章 障がい福祉計画

また、斜里町障害者地域自立支援協議会等においても地域の関係機関と連携し、困難なケースなどへの対応を引き続き図ります。平成30年度および令和元年度の見込み数を踏まえ、今後の利用見込みを設定しました。

【サービス見込み量】

相談支援事業	第5期実績			第6期目標		
	H30年度	R1年度	R2年度 見込	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)
相談件数	190件	152件	170件	170件	170件	170件
相談人数	69人	66人	70人	70人	70人	70人

(単位:1年あたりの数字)

⑤成年後見制度利用支援事業

<実施に向けての考え方>

平成30年度の実績及び令和元年度の見込み数を踏まえて、引き続き、社会福祉協議会と連携を図り、人権擁護等に必要な法人後見施策を実施します。障がい者の判断能力等を勘案して、補助・保佐・後見など必要な支援を行います。

【サービス見込み量】

成年後見制度利用支援事業	第5期実績			第6期目標		
	H30年度	R1年度	R2年度 見込	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)
利用者	1件	1件	2件	3件	3件	3件

⑥成年後見制度法人後見支援事業

<実施に向けての考え方>

成年後見制度における市民後見人の活用が求められているところです。しかしながら、町単独での市民後見人の研修及び活動支援には、各種課題があることから広域事業としての検討を進めていきます。

⑦意思疎通支援事業

<実施に向けての考え方>

平成30年度の実績及び令和2年度の見込み数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し事業の充実を図ります。

第5章 障がい福祉計画

【サービス見込み量】

意思疎通支援事業	第5期実績			第6期目標		
	H30年度	R1年度	R2年度 見込	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)
利用人数	1人	3人	2人	3人	3人	3人
利用時間	54時間	95時間	90時間	90時間	90時間	90時間

(単位:1年あたりの数字)

⑧日常生活用具費給付等事業

<実施に向けての考え方>

平成30年度の実績及び令和元年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し柔軟な対応を図る事業体制の整備に努めます。令和2年度に消費税改定や必要な用具の見直しに伴う要綱改正を行っております。

国や北海道の新たな取り組みによる施策を活用して、必要に応じた支援を検討し、可能な範囲で実施します。

【サービス見込み量】

日常生活用具費給付等事業		第5期実績			第6期目標		
		H30年度	R1年度	R2年度 見込	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)
1	介護・訓練支援用具	4件	2件	1件	1件	1件	1件
	(特殊ベッド・特殊マット・尿器等)	485,220円	173,600円	19,600円	19,600円	19,600円	19,600円
2	自立生活支援用具	0件	1件	1件	1件	1件	1件
	(入浴補助具・T字板・スロープ等)	0円	60,000円	3,000円	70,000円	70,000円	70,000円
3	在宅療養等支援用具	1件	4件	1件	2件	2件	2件
	(吸引器・酸素ボンベ等)	55,404円	162,668円	56,400円	72,000円	72,000円	72,000円
4	情報・意志疎通伝達用具	0件	1件	0件	1件	1件	1件
	(携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ等)	0円	70,100円	0円	99,000円	99,000円	99,000円
5	排泄管理支援用具	246件	258件	288件	300件	300件	300件
	(ストマ・オムツ等)	2,191,428円	2,339,516円	2,630,000円	2,930,000円	2,930,000円	2,930,000円
6	居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	(住宅改修費)	0円	0円	0円	150,000円	150,000円	150,000円
合計		251件	266件	291件	306件	306件	306件
		2,746,632円	2,805,884円	2,709,000円	3,340,600円	3,340,600円	3,340,600円

(単位:1年あたりの件数・金額)

第5章 障がい福祉計画

⑨手話奉仕員養成研修事業

<実施に向けての考え方>

日常会話を行うために必要な手話及び手話表現力技術を習得した人材を養成し、聴覚に障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援します。町内に斜里町手話の会がありますので、連携を図りながら協議していきます。

⑩移動支援事業

<実施に向けての考え方>

平成30年度の実績および令和2年度の見込み数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。

【サービス見込み量】

移動支援事業	第5期実績			第6期目標		
	H30年度	R1年度	R2年度 見込	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)
実人数	18人	14人	15人	20人	20人	20人
時間数	383時間	399時間	420時間	600時間	600時間	600時間

(単位:1年あたりの数字)

⑪地域活動支援センター事業

<実施に向けての考え方>

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図れるよう、他市町村の取り組みを把握し、実施に向けて検討を進めます。

また、障がい者(児)とその家族、地元住民、学校など、地域と連携したネットワークの整備を充実させます。

(2) 任意事業

【事業の概要】

任意事業	①日中一時支援事業 【町内事業所なし】	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。
	②自動車運転教習費 補助事業 【町】	障がい者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ります。
	③自動車改造費補助 事業 【町】	障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

第5章 障がい福祉計画

①日中一時支援事業

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度の実績及び令和2年度の見込み数を踏まえて、今後の利用見込み量を設定しました。需要に対してサービスの供給が少ない事業であることから、今後とも、国や北海道の施策を活用し、必要に応じて事業者への支援を検討し、可能な範囲で供給の拡大を図ります。

現在町内にて日中一時支援の事業所が開設されていないため、新規事業所の開設を促します。

【サービス見込量】

日中一時支援事業	第5期実績			第6期目標		
	H30年度	R1年度	R2年度 見込	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)
延べ人数	6人	0人	0人	1人	2人	3人
延べ日数	82日	0日	0日	20日	40日	60日

(単位:1年あたりの数字)

②自動車運転教習費補助事業

＜実施に向けての考え方＞

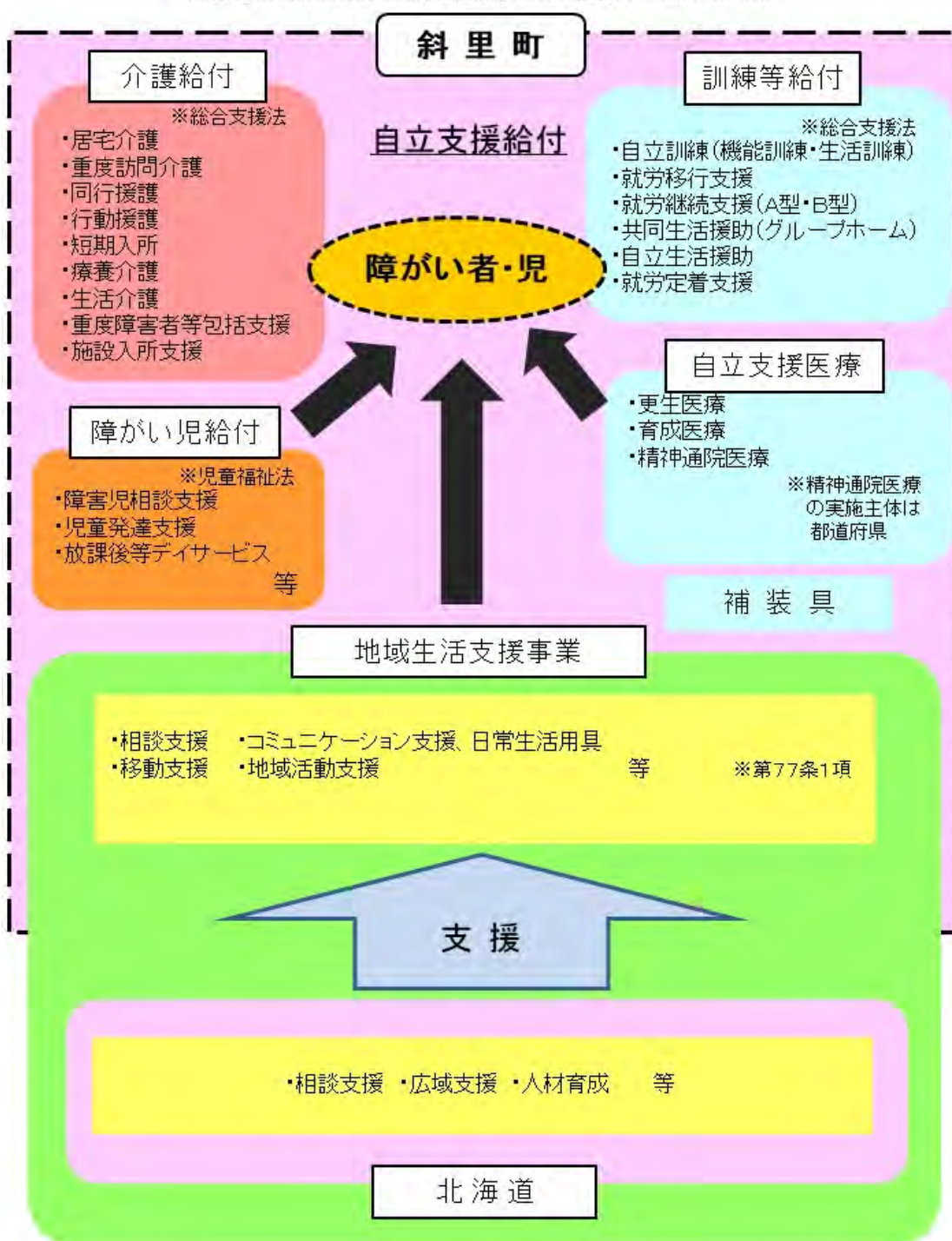
障がいのある人の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。

③自動車改造費補助事業

＜実施に向けての考え方＞

障がいのある人の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

障害者総合支援法及び児童福祉法による福祉サービスのしくみ



第6章 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法に規定される障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、必要量など定める計画です。

1 第2期障がい児福祉計画における目標値

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

第1期障がい児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを1以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げていますが、全国的には十分と言えない状況となっています。斜里町については児童発達支援事業所の設置はあるが、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援等の地域支援を行い、障がい児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、設置には至っていません。

国の計画	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本としています。
町の計画	既存施設の活用や民間事業者による対応などについて、広域で検討します。

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

第1期障がい児福祉計画において、主として重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で確保することを成果目標に掲げているが、全国的には十分と言えない状況となっている。町内においても、重症心身障がい児を主に支援する事業所はないため、身近な地域で支援が受けられる状況になっていません。

また医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある状況となっている。一方で、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない状況となっています。

国の計画	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本としています。また令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本としています。
町の計画	医療的ケア児支援のため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場の在り方を含め検討します。 また、重症心身障がい児を支援する発達支援事業所の設置、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置について検討します。

2 サービス等の見込み量及びその確保策

(1) 相談支援

【事業の概要】

事業名	内 容
相談支援 【町内事業所：相談支援事業所ゆい、相談室ともに、通園センター】	対象者は、障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障がい児です。サービス内容は、次のとおりです。 障がい児の相談支援や計画相談支援のほか、児童福祉法に基づき通所サービスを利用する際に、障害児支援利用計画を策定し、検証していきます。

【サービス見込み量】

相談支援サービス		第5期実績			第6期目標		
		H30年度	R1年度	R2年度 見込	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)
1	計画相談支援	32件	26件	20件	30件	30件	30件

【サービス見込み量の考え方】

平成30年度の利用実績及び令和2年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

【見込み量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図ります。サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生委員・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。

(2) 障がい児サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
1 児童発達支援 【町内事業所：通園センター】	障がい児（未就学）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適用訓練を行います。
2 医療型児童発達支援 【町内事業所なし】	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。

3 放課後等デイサービス 【町内事業所：放課後等デイサービスわたぼうし】	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
4 保育所等訪問支援 【町内事業所なし】	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
5 居宅訪問型児童発達支援 【町内事業所なし】	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス見込み量】

障がい児サービス		第5期実績			第6期目標		
		H30年度	R1年度	R2年度 見込	R3年度 (推計)	R4年度 (推計)	R5年度 (推計)
1	児童発達支援	25人	21人	15人	20人	20人	20人
2	医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3	放課後等デイサービス	7人	5人	5人	7人	7人	7人
4	保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
5	居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	0人	0人	0人

(単位:1月当たりの人数)

【サービス見込み量の考え方】

平成30年度の利用実績及び令和元年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

【見込み量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、民間事業者の活用を検討します。

(3) 任意事業

①園児発達サポート事業（通園センター）

【事業の概要】

乳幼児健診で面接相談を行った児童は保護者の要請のもと、センターが保育所・幼稚園に訪問を行う。

第7章 計画の推進体制

1 制度の周知

障がい者が必要とするサービスを受けられるよう、障がい福祉サービス等の制度について、様々な機会を活用し、サービス利用者、サービス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な利用を促進します。

2 関係機関等との連携

地域全体で障がい者を支える観点から、地域住民、社会福祉協議会、地域自立支援協議会、障がい者関係団体、サービス提供事業所、保険医療機関、NPO等民間団体、ボランティアなど、地域におけるネットワークの構築・強化を進めます。

また、広域に対応すべき施策については、北海道や町内関係部課、福祉関係団体や行政機関、障がい当事者等と連携を図りながら、社会経済環境や障がい者のニーズの変化にも対応しつつ一体となった施策を推進します。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、定期的に目標達成状況、サービス利用量などの進行状況について、取りまとめを行うとともに、自立支援協議会の意見を聴取しながら、達成状況の分析及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。

第6次総合計画 単位施策名称	障がい者計画 具体的な取り組み	課 題	自立支援協議会等が行うこと (自立支援協議会等の役割)	町が行うこと (町の役割)	評価指標と目標数値		
					評価指標	第5期 実績	第6期 目標
早期発見・早期支援の充実	自立支援協議会の活性化	●施設入所や入院中の方の一人ひとりの現状把握が必要 ●一人ひとりの希望や状況に応じた聞き取りを行い、できる限り、本人の望む生活を維持することが必要	・障がい者等への支援体制に関する課題を抽出・共有し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う ・部会体制を構築する	・自立支援協議会 事務局運営	自立支援協議会会議開催数	年1回	増加
	啓発・広報・情報	●福祉に関する関心が薄く感じる。町民が障がい者に対する理解を出来るように、広報や自治会単位での取り組みを継続的に行ってほしい ●両親や家族・地域の理解を進めるための取り組みが必要	・障がいのある子どもと障がいのない子どもの共同学習の機会創出に努める ・障がい者本人・家族・ボランティア・関係者がケアマネジメントを理解し、活用するための学習会を実施し、普及啓発に努める ・精神障がいに関する地域住民の理解のための活動を企画・支援する ・情報バリアフリーの充実に努める	・障がい者への理解を深める研修事業の実施	研修事業の実施	年1回	維持
	教育・育成	●18歳未満の知的障がい児には、療育の場が必要 ●精神障がい者には、日中の居場所や就労に向けた支援が必要 ●発達障がい者（児）への就労・自立に向けた支援が必要 ●成人期に発達障がいと診断された方に対して、社会的な対人関係（コミュニケーション技術）、身辺自立に向けた訓練の場が必要	・発達段階に応じた療育の場を確保するため、地域で育ち、学ぶことの出来る体制整備に努める ・障がいをもつ子の親同士が悩みを話し合えるよう、「翼の会」や「手をつなぐ育成会」の紹介など、交流の場の確保に努める ・障がい児が安心して生活出来るよう、携わる職員の資質向上のための研修受講の促進に努める ・18歳以上の発達障がい者に対し、ソーシャルスキルトレーニングの場を、また保護者に対しては、コーチングスキルトレーニングの場を確保する ・障がい児の職業体験の場の確保に努める	・子ども通園センター・こども支援課・教育委員会等との連携 ・就労支援関係機関との連携 ・ソーシャルスキル・コーチングスキルトレーニング等の研修 ・特別支援学校との連携	一般就業者数 トレーニング研修の実施	0人 未開催	増加 開催
	保健	●身体障害者手帳取得原因疾患のうち、健康を害し、障害となるケースが増えている「心臓病」「腎臓病」の予防が必要 ●早期からの療育支援や就園・就学後の就労、日中活動への支援が必要	・乳幼児健康診断や訪問指導などにより、障がいの早期発見に努め、児童発達支援などの早期療育に努める	・乳幼児健康診断や訪問・栄養指導 ・保健師・栄養士等の連携により、生活習慣病（心臓病・腎臓病）の予防に努める	各種健診や母親学級などから、障がい者への相談を受ける	随時	実施
就労支援体制の強化	雇用・就労	●精神障がい者には、日中の居場所や就労に向けた支援が必要 ●福祉施設利用者から一般就労移行への不安の解消	・就労支援関係機関と連携し、必要な支援技術の提供に努める ・障害者雇用率制度による法定雇用率の達成促進や、障がいの特性に応じたさまざまな雇用形態（短期間雇用・グループ雇用等）の活用 に努める	・就労する側も雇用する側も良い関係で仕事が続いて行えるよう、また、離職した際にも再度やり直しが出来るよう、就労支援関係機関との連携を深める ・物品等調達方針による就労する施設等からの優先調達に努める	就労支援会議の実施 優先調達実績	無し 策定	適宜開催 増加
生活支援の充実	相談体制の整備	●住民の身近なところでの相談窓口の場が必要 ●利用者数が減少しているサービスについての現状把握・利用者の希望確認が必要 ●一人ひとりの希望や状況に応じた聞き取りを行い、できる限り、本人の望む生活を維持することが必要	・指定特定相談支援事業所による計画相談を推進する ・ライフステージで途切れること無く、支援の継続・調整を図るため、関係機関と連携する	・「基幹相談支援センター」設置に向けて、広域で検討する ・子ども通園センター・教育委員会等との連携（特別支援連携協議会での協議） ・特定相談支援事業所の指定（指定済）	基幹相談支援センター協議会の開催 特定相談支援事業所数	無し 年1回 3箇所	検討 開催 維持
	権利擁護	●成年後見制度利用支援事業の周知が必要 ●申立支援には、専門的な部署や職員が必要 ●障がい者に対する虐待の実態把握が必要 ●日常生活自立支援事業の周知が必要	・成年後見制度利用支援事業の普及に努める ・成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知に努める	・成年後見制度利用支援事業（実施済） ・障害者虐待防止センターの設置（設置済）	成年後見制度利用者数	1人	増加
	生活環境	●地域での生活のために、必要な在宅サービスや医療的ケアを適切に利用、受けることができるか心配 ●相談支援体制の充実 ●誰もが社会参加できるような「共生型社会」に向けて環境・支援体制が必要 ●公共交通機関が少ないため外出できるか不安	・公共交通のあり方について、関係機関を含め検討し、公共交通環境の整備に努める ・障がい者の単身生活の安定のため、地域移行支援コーディネーターとの連携や、常時の相談対応等、地域の居住支援体制の確保に努める ・障がいの状況に応じて、必要な情報を必要な時に容易に入手できる体制整備に努める ・聴覚障がいに対応した手話通訳者、要約筆記者の養成を推進し、派遣体制の充実に努める ・障がい者のニーズを把握し、日常生活用具の給付を行う	・バリアフリー新法の目的に沿えるよう、建築物の新改築に努める ・新たな公共交通に関する調査・検討 ・地域移行支援事業 ・地域生活支援拠点の整備に向けた広域での検討 ・情報発信体制の整備 ・手話団体との協議 ・日常生活用具給付事業	障がい福祉サービス提供事業の充実(新規事業者数) 地域生活支援拠点の整備	無し 無し	増加 共同整備
	防災・防犯対策	●災害時に一人で避難できないとする方が多い ●人工透析を受けているが、冬季の吹雪等による災害の対応が心配	・災害発生時の支援体制を整備する ・災害弱者を把握し、自主防災組織等と協働し、防災訓練等を通して災害時の安否確認に備える ・福祉施設・医療機関等と協議のうえ、福祉避難所を指定する ・被災後の心のケア体制の整備に努める ・日頃からの見守りや声掛け等のできる組織体制の構築に努める	・災害時要支援者台帳の整備（整備済み） ・災害時要支援者台帳の活用（モデル事業実施済み） ・福祉避難所の指定（整備済） ・連絡体制の整備（整備済） ・見守り体制の整備（整備済） ・冬季の人工透析患者の病院への送迎体制を整える	冬季の人工透析患者の病院への送迎体制の整備	整備	維持

斜里町地域自立支援協議会要綱

平成20年9月30日

要綱第17号

改正 平成24年3月30日要綱第14号

平成25年3月25日要綱第7号

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉システムづくりを協議するための斜里町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談体制整備事業の活用に関する協議
- (6) 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営等
- (7) その他障害福祉推進に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は、15名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから、町長が選任する。

- (1) 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育、雇用関係機関、企業
- (4) 障害者関係団体
- (5) 識見を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(役員等)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長の指名した委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

2 最初に選任される委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、選任された日から平成22年3月31日までとする。

3 最初に招集される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成24年要綱第14号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

斜里町の障がい者福祉施策

事業名	事業概要	開始年度
重度心身障害者援 護資金支給事業	重度の心身障がい者に対し援護資金を支給し、自立心の高揚と安定を図るため世帯の前年の年収が２級障害基礎年金以下の世帯が対象（同居者１人につき、380,000円を加える） 障がい者手帳１・２級、療育手帳Ａの所持者／月額 3,000円を支給	S48 H15 見直し
腎臓機能障害者通 院交通費扶助事業	腎臓機能障がい者が人工透析療法を受けるため、斜里町外の医療機関へ通院する交通費を補助する。（道補助金を差し引いた額）	S55
重度心身障害者交 通費扶助事業 （福祉ハイヤー）	重度障がい者の生活圏の拡大を図るため、ハイヤーを利用する場合その料金（基本料）を助成する。 ・対 象 身体障害者手帳 下肢、体幹、視覚、内部１・２級 療育手帳 Ａ ・助成額 基本料金 １カ月４枚 年間 ４８枚	S56
身体障害者住宅整 備貸付事業	身体障がい者の障がいに適合するよう住宅を整備するものに対し、資金の貸付を行う。 貸付金 新築 １００万円 増築 １５０万円 改築 １５０万円 貸付対象 身障手帳１・２級と３・４級の視覚・肢体障がい者	S56
精神障害者医療費 補助事業	精神障がい者の入院医療費の１／３を助成する。	S55
斜里町精神障害者 社会復帰活動事業 研修旅費	精神障がい者が社会復帰のために網走支庁管内で研修等を受けるための旅費を支給する。 ・月１回	H2
斜里町精神障害者 社会復帰活動事業 訓練旅費	精神障がい者が訓練を行うあおぞらの家、ひどり窓、北海道網走保健所、北海道立向陽ヶ丘病院などに通所するための旅費を支給する。 ・月 網走１回 町内５回	H3

精神障害者交流会館助成金	精神障がい者が訓練や交流のため利用する「あおぞらの家」の維持管理費を助成する。	H4
斜里町精神障害者社会復帰活動事業訓練手当	精神障がい者が社会復帰のために北海道精神保健職親事業における社会適応訓練期間を終了し、さらに社会適応訓練を希望し、その訓練に従事する精神障がい者に対して訓練手当を支給する。 ・月 25 日以内 日額 1,000 円	H5
斜里地域子ども通園センター設置事業	心身に障がい等のある児童に対して、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練などの療育を行う。 ・指導員 5 名 ・3 町共同運営	H5
斜里地域子ども通園センター交通費助成事業	心身に障がい等がある児童が、相談・観察・訓練のため施設に通所するための交通費を助成する。 助成対象 自宅から施設までの距離が 10 km 以上	H5
斜里地域子ども通園センター利用料の負担軽減	心身に障がい等がある児童が、相談・観察・訓練のため施設を利用する利用料を免除する。	H5
在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成	在宅酸素療法及び人工呼吸療法医療用器具の使用料の一部を助成する。	H8
知的障害者社会参加助成事業	在宅の知的障がい者の社会参加を促すため、福祉就労対策事業を実施。 ・週 1～2 回 2～3 時間軽労働 1 回 1,000 円	H15

用 語 解 説

法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

【い】

●育成医療（いくせいりょう）

身体に障害のある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、平成18年4月からは自立支援医療の一種として位置付けられている。

●意思疎通支援（いしそつうしえん）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣を行う事業をいう。（法第77条第6項）

●移動支援（いどうしえん）

障がい者等が円滑に外出することができるようにする支援をいう。（法第5条第26号）

●医療型児童発達支援（いりょうがたじどうはったつしえん）

上肢・下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。（児童福祉法第6条2の2第3項）

【え】

●ALS（えーえるえす）（＝筋萎縮性側索硬化症）

→「筋萎縮性側索硬化症」を参照のこと。

【か】

●介護給付（かいごきゅうふ）

「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護（医療に係るものを除く）」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所支援」をいう。（法第28条第1項）

【き】

●基本相談支援（きほんそうだんしえん）

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。（法第5条第19号）

●共同生活援助（きょうどうせいかつえんじょ）（＝グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。（法第5条第15号）

●居住系サービス（きょじゅうけいさーびす）

「共同生活援助（グループホーム）」、「自立生活援助」及び「施設入所支援」をいう。

●居宅介護（きょたくかいご）（＝ホームヘルプ）

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第2号）

●居宅訪問型児童発達支援（きょたくほうもんがたじどうはったつしえん）

重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（児童福祉法第6条2の2第5項）

●筋萎縮性側索硬化症（きんいしゆくせいそくさくこうかしょう）（＝ALS）

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

【く】

●グループホーム（ぐるーぷほーむ）

→「共同生活援助（きょうどうせいかつえんじょ）」を参照のこと。

●訓練等給付（くんれんとうきゅうふ）

「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「自立生活援助」及び「共同生活援助（グループホーム）」をいう。（法第28条第2項）

【け】

●計画相談支援（けいかくそうだんしえん）

→「サービス利用支援」、「継続サービス利用支援」を参照のこと。

●継続サービス利用支援（けいぞくさーびすりようしえん）

障害者総合支援法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第51条の5第1項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第23条に規定する支給決定の有効期間又は第51条の8に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。（法第5条第23号）

●権利擁護（けんりようご）

お金の管理や契約に関すること不安があるとき、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度を利用できます。総合相談係で成年後見制度が必要と判断した場合は、申し立てなどの支援をします。→「成年後見人制度（せいねんこうけんにん）」を参照のこと。

【こ】

●更生医療（こうせいいりょう）

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、平成18年4月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置付けられている。

●高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害・注意障害・社会的行動障害などの認知障害等のこと。

●行動援護（こうどうえんご）

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第5号）

●コーチング（こーちんぐ）

対話によって相手の自己実現や目標達成を図る技術であるとされる。相手の話をよく聴き（傾聴）、感じたことを伝えて承認し、質問することで、自発的な行動を促すとするコミュニケーション技法である。

●個別給付（こべつきゅうふ）

法における①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の制度をいう。

【さ】

●サービス利用支援（さーびすりようしえん）

障害者総合支援法第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者等又は第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「サービス等利用計画案」という。）を作成し、第19条第1項に規定する支給決定（次項において「支給決定」という。）、第24条第2項に規定する支給決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定」という。）又は第51条の9第2項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。）（以下「支給決定等」と総称する。）が行われた後に、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。（法第5条第22号）

●三障害（さんしょうがい）

身体障害、知的障害及び精神障害を指すが、法においては身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児（身体に障害のある児童又は知的障害のある児童）及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

【し】

●支援費制度（しえんひせいど）

行政が障がい者に必要な福祉サービスを決めていた措置制度を見直し、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者自らがサービスを選択し、サービスを提供する指定事業者・施設との直接契約によりサービス利用をする仕組み。平成15年4月から施行された。障がい者の申請により市町村が支援費の支給決定を行った支給決定障がい者が都道府県知事の指定を受けた指定事業者・施設より選択し、契約を行った上で障がい者福祉サービスを受けた場合の費用を市町村が支援費として支給する制度。身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）上の居宅支援及び施設支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の居宅支援が対象であったが、平成18年3月31日をもって事業が終了し、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に引き継がれ、障がい福祉サービス等の新体系サービスとして再構築された。

●施設入所支援（しせつにゅうしょしえん）

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第10号）

●児童発達支援（じどうはったつしえん）

障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（児童福祉法第6条2の2第2項）

●重度障害者等包括支援（じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん）

常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。（法第5条第9号）

●就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

就労を希望する障がい者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第13号）

●就労継続支援（しゅうろうけいぞくしえん）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第14号）

●就労定着支援（しゅうろうていちゃくしえん）

平成30年4月からの新しいサービス。就労に向けた支援として新たに雇用された障害者に対して、一定期間にわたり就労継続を図るために事業主、サービス提供者、医療機関等の調整を図る。（法第5条第15号）

●重症心身障害（じゅうしょうしんしんしょうがい）

身体的・精神的障害が重複し、かつそれぞれが重度である状態。昭和46年の大島一良の定義によれば、知能指数35以下で運動機能としては座位以下の発達で止まる状態をさす。文部省（現・文部科学省）の定義では、運動能力がそれ以上でも行動異常・盲・ろうを合併する場合は、重症心身障害としている。日赤産院小児科の小林医師らの問題提起によって対策が進み、昭和36年以後、島田療育園（現・島田療育センター）等の施設が設立され、昭和42年には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の中に位置づけられた。

●重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。（法第5条第3号）

●障害児通所支援（しょうがいじつうしょうしえん）

「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「居宅訪問型児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」をいう。（児童福祉法第6条2の2）

●障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

平成17年法律第123号。平成18年4月1日施行。ポイントは、①障がい者の福祉サービスを一元化、②障がい者がもっと「働ける社会に」、③地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」、④公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」、⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で支えあう仕組みの強化、である。平成15年度に支援費制度が

導入されたが、①サービス利用者が急増したこと、②サービス利用基準の不透明性、③サービスの地域格差の拡大の問題等が浮きぼり、新たな障がい施策の構築が急がれ制定されたものである。正式名称は『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』。

●障害福祉サービス（しょうがいふくしサービス）

総合的な自立支援システムを構築するために、従来の支援費制度等のサービスを新たなサービス体系に移行した。法においては、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所支援」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「自立生活援助」及び「共同生活援助（グループホーム）」を規定している。（法第5条）

●ショートステイ（しょーとすてい）

→「短期入所（たんきにゅうしょ）」を参照のこと。

●自立訓練（じりつくんれん）

障がい者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第12号）

●自立支援医療（じりつしえんいりょう）

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。（法第5条第24号）

●自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）

「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う」（法第77条第3項）ためのケース会議等の場。

●自立生活援助（じりつせいかつえんじょ）

平成30年4月からの新しいサービス。施設を利用していた障害のある人が自立した日常生活を営む上で、各諸の問題に対して、一定期間にわたり定期的な巡回訪問により、相談、助言、援助を行う。（法第5条第16号）

【せ】

●生活介護（せいかつかいご）

常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第7号）

●精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム（せいしんしょうがいしゃにもたいおうしたちいきほうかつけあしすてむ）

「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

●成年後見人制度（せいねんこうけんにんせいど）

不動産や預貯金などの管理、介護などへのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において適切な判断をすることが難しくなった障がい者、高齢者の方を支援する制度です。

【そ】

●相談支援（そうだんしえん）

「地域相談支援」及び「計画相談支援」をいう。

「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいう。

「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。

「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいう。

「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

（法第5条第18号）

●相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）

相談支援を行う事業をいう。（法第5条第18号）

●ソーシャルインクルージョン（そーしゃるいんくるーじょん）

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいう。

●ソーシャルスキルトレーニング（そーしゃるすきるとれーにんぐ）

困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面からとらえ、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法をいう。

【た】

●短期入所（たんきにゅうしょ）（＝ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第8号）

【ち】

●地域移行支援（ちいきいこうしえん）

障害者支援施設、のぞみの園若しくは第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第89条第4項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第20号）

●地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（法第5条第27号）

機能強化事業における類型は以下のとおり。

①地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

②地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労等が困難な在宅障がいに対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

③地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のための援護対策として、通所による援護事業を実施する。（平成18年度限り。）

④その他（北海道が認めるもの）

(1)地域活動支援センターⅣ型

Ⅰ型からⅢ型への移行が困難な法人で、通所による援護事業を実施する。

(2)地域活動支援センターⅤ型

Ⅰ型からⅢ型への移行が困難である任意団体等が法人格を取得することを条件に、通所による援護事業を実施する。

●地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごと繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

個別給付以外で、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に実施される方が効果的・効率的であり、好ましい事業を指し、①相談支援、②意思疎通支援、③日常生活用具の給付、④移動支援、⑤地域活動支援センター事業が義務事業となっている。（法第77条第1項、第78条、第88条第2項第3号、第89条第2項第4号、第94条第6項及び第95条第2項第2号）

●地域自立支援協議会（ちいきじりつしえんきょうぎかい）

地域（市町村等）単位の自立支援協議会をいう。

→「自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）」を参照のこと。

●地域定着支援（ちいきていちゃくしえん）

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。（法第5条第21号）

【と】

●同行援護（どうこうえんご）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第4号）

【に】

●日常生活用具（にちじょうせいかつようぐ）

日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。（法第77条第6項）

次の3つの要件をすべて満たすものをいう。

- ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
- ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。
- ③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。

●日中活動系サービス（にっちゅうかつどうけいさーびす）

「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」及び「就労定着支援」を指す。

【の】

●農福連携等推進ビジョン（のうふくれんけいなどすいしんぴじょん）

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画の実現を促進する取り組みを指します。年々高齢化している現場での貴重な働き手となることや、障がい者の生活の質の向上等が期待されています。農福連携等推進会議が令和元年6月に取りまとめた「農福連携等推進ビジョン」では、令和6年までに3,000の新たな農福連携の取り組みを全国で創出すること等を目標に掲げています。

●ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

【は】

●バリアフリー新法（ばりあふりーしんぽう）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の通称。高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

【へ】

●ペアレントトレーニング（ぺあれんととれーにんぐ）

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

●ペアレントプログラム（ぺあれんとぷろぐらむ）

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。発達障害やその傾向にある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

●ペアレントメーター（ペアれんとめーたー）

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

【ほ】

●保育所等訪問支援（ほいくしょうほうもんしえん）

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。（児童福祉法第6条2の2第6項）

●放課後等デイサービス（ほうかごとうでいさーびす）

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。（児童福祉法第6条2の2第4項）

●訪問系サービス（ほうもんけいさーびす）

「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「行動援護」、及び「重度障害者等包括支援」を指す。

●ホームヘルプ（ほーむへるぷ）

→「居宅介護（きょたくかいご）」を参照のこと。

●補装具（ほそうぐ）

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。（法第5条第25号）

次の3つの要件をすべて満たすものをいう。

①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたものであること。

②身体に装着又は装用して日常生活又は就学、就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。

③給付に際して専門的な知見を要するものであること。

平成30年4月より、一部貸与もできることとなった。

【り】

●療育（りょういく）

「肢体不自由の父」といわれる高木憲次の造語であり、療は医療を、育は養育・保育・教育を意味し、「療育とは、時代の科学を総動員した、肢体不自由をできるだけ克服し、自活の途が立つように育成することである」と定義された。

●療養介護（りょうようかいご）

医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。（法第5条第6号）

斜里町地域自立支援協議会 委員名簿

関係機関団体名	職 名	氏 名	備 考
斜里福祉会 日の出学園	施設長	尾形 康明	
斜里町社会福祉協議会	事務局長	八幡 一也	会長
知床みさきの風	代表代行	畔木 節子	
ひどり窓共同作業所	代表理事	金田 幸一	
斜里地域訪問看護ステーション	所長	堀 博美	
斜里町産業部商工観光課	課長	河井 謙	
斜里町商工会	事務局長	清信 輝雄	
斜里町身体障害者協会	会長	山崎悠紀雄	
斜里町手をつなぐ親の会	理事	林川 渉	
身体障がい者相談員	相談員	中島 規江	
知的障がい者相談員	相談員	佐山 直美	
斜里町民生児童委員協議会	障がい者部会長	喜來佐和子	副会長
斜里地域子ども通園センター	児童発達支援管理責任者	工藤 聖士	
相談室ともに	相談支援専門員	遠藤 篤	
相談支援事業所ゆい	相談支援専門員	高橋 知美	
株式会社リーチアウト	サービス管理責任者	奥山 玲子	

事務局	民生部長	高橋 佳宏
	保健福祉課長	玉置 創司
	福祉係長	門馬 純子
	福祉係	石垣 憂己

○計画策定関連

自立支援協議会開催経過

令和２年度 第１回 令和２年１０月５日

※障がい者計画諮問 令和３年１月２２日

※ ” 答申 令和３年２月９日

北海道 保健福祉部 障がい者保健福祉課

平成18年2月15日から「障害」のひらがな表記を試行的に実施しています

1 目的

近年、「障害」の「害」という漢字の印象の悪さから、ひらがな表記にしている市町村や障害関係の施設、サービス事業者などが増加傾向にあります。

「害」の字をひらがなに表記することについては、様々な意見があり、「障害」という表現を変えるべきとの意見もありますが、現在は定着した用語がないのが実情となっています。

一方で、表記について議論を深めていくことは、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、道民の意識醸成にもつながっていくことも期待されます。

そこで、道としては、「障害」のひらがな表記の取り組みを次のとおり試行的に実施するとともに、様々な機会を通じ、広く道民の皆様方の意見を伺うこととしました。

2 表記方法

次のように「障害」を「障がい」の表記に変更します。

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合はひらがな表記とします。

障害という言葉が単語あるいは、熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合	障害者→「障がいのある方(人)」、「障がい者」
	身体障害者→「身体障がいのある方(人)」、「身体障がい者」
	知的障害者→「知的障がいのある方(人)」、「知的障がい者」
	精神障害者→「精神障がいのある方(人)」、「精神障がい者」

- 法令や固有名称などの表記は、従前どおりとします。

法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称	障害者基本法
	身体障害者福祉法
	身体障害者手帳
	身体障害者相談員、知的障害相談員
	北海道立心身障害者総合相談所
	北海道身体障害者リハビリテーションセンター
	北海道地方障害者施策推進協議会 など
現計画名	北海道障害者基本計画
事業等の固有名称	障害者110番
	重度心身障害者医療給付事業
	北海道発達障害者支援センター
	補助申請書、補助指令文等における事業名 など
行政内部の資料	予算関係の資料 など
医療用語など専門用語として漢字が適当な場合	肝機能障害、じん臓機能障害 など
変更することが不適切な場合	「高齢者・障害者」という文言などバランスを欠くとき

(出典) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/kanashiko.htm>

令和２年度 障がい福祉サービス等 アンケート調査 実施要領

1 目 的

- ・障がい者の生活状況や、今後必要な障がい福祉サービスのニーズを把握し、第6期斜里町障がい福祉計画・障がい者計画・第2期障がい児福祉計画策定にかかる障がい者福祉施策の基礎資料とする。

2 対象者

- ・令和２年５月１日現在、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳を保持し、斜里町内で生活されている方（施設入居者を除く）。

○令和２年５月１日現在の調査対象予定者：６０４人

身体障がい者 ４６７人、知的障がい者 ９７人、精神障がい者 ４８人

※重複分（身障手帳と療育手帳、両方所持しているもの）８名含む

※難病医療受給者証所持者については、前回調査時に網走保健所に名簿提供を求めているが、個人情報であり、名簿提供できないとの回答を頂いている経過がある。

3 実施時期

- ・令和２年５月１５日（調査票発送）～令和２年６月１９日（提出期限）

※投函期限及びWEBアンケートの期限は６月３０日とし、６月３０日（消印有効）までに到着したものは全て有効とする。

4 調査内容

(1) 本人及び家族の生活状態（８問）

- ・回答者の年齢・性別・家族構成を確認する

(2) 障害の状況について（８問）

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持の状況とその等級等を確認する

(3) 住まいや暮らしについて（３問）

- ・家族と同居しているのか、福祉施設等に入所しているかを確認する

(4) 日中活動や就労について（９問）

- ・外出時の状況や目的、日中の過ごし方、就労の意向等について確認する

(5) 障害福祉サービスについて（２問）

- ・障がい福祉サービスのニーズを把握する
- ・今後求められる障がい福祉サービスについて把握し、現状のサービス内容の点検と新たな施策立案の参考とする

資料編

- (6) 相談相手・情報収集について (2問)
 - ・相談先の有無、情報の入手先について確認する
- (7) 権利擁護について (3問)
 - ・障がい者差別の状況や成年後見人制度の認知度を確認する
- (8) 災害時の避難等について (3問)
 - ・災害時の介助の必要性等について確認する
- (9) 教育について (5問)
 - ・障がい児の教育状況について確認する

5 令和2年度 障がい福祉サービス等 アンケート調査 結果

- ・ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳 保持者
688 人中、施設入所者及び町外在住者 130 人を除く、562 人 (第 5 期 634 人)
- ・ 回答者 342 名 (回収率 60.9%) (第 5 期 343 人 (回収率 54.1%))
締切日 6 月 30 日
- ・ 結果 別紙のとおり
 - ・障がい者本人より記載していただいておりますので、多少記載に漏れがあることを踏まえて、集計しております。
 - ・自由記載は、53 件ありました。(福祉分野だけでなく、交通・教育・就業など多岐のご意見をいただきました。)